

はじめに

- ・ 依頼者は、鎌ケ谷市及び鎌ケ谷市フィルムコミッション（以下「鎌ケ谷市」）にロケハン及び撮影その他の活動（以下「撮影等」）支援を依頼するにあたり、以下の同意事項を了解し、遵守するものとします。
- ・ 撮影等支援は、映画・ドラマ等のロケーション撮影を通じて、鎌ケ谷市の知名度向上や豊かな自然や文化等のアピール、鎌ケ谷市の観光・産業・文化の育成、地域振興等を目的としています。

1 依頼者の一般的義務

- ・ 依頼者は、鎌ケ谷市との連絡にあたる担当者を明確にするよう努めるものとします。
- ・ 依頼者は、自己の責任において撮影等を実施するものとします。
- ・ 依頼者は、鎌ケ谷市の求めにより、鎌ケ谷市が撮影等支援を実行するために必要な協力又は作業を行うものとします。かかる必要な協力又は作業が行われない場合には、鎌ケ谷市は、撮影等支援を実行しないことがあります。

2 事故等の防止

- ・ 依頼者は、撮影等を行うにあたり、法令等を遵守し、事故その他のトラブルを防止するよう努めるものとします。
- ・ 依頼者は、撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、警察、消防等への通報を含む適切な措置をとるものとします。
- ・ 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した場合であって、依頼者が適切な措置を取らないと鎌ケ谷市が判断したときは、依頼者は、鎌ケ谷市の指示に従い直ちに撮影等を中止するものとします。
- ・ 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、依頼者は、鎌ケ谷市に対して直ちに当該事故その他のトラブルを報告するものとします。

3 保険

- ・ 依頼者は、撮影等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入するものとします。
- ・ 依頼者は、鎌ケ谷市が紹介したエキストラ、出演者、スタッフその他撮影等に参加する者（以下「参加者等」）を撮影等に参加させる場合には、参加者等に生ずる損害を保険の対象に含めるものとします。
- ・ 依頼者は、鎌ケ谷市の求めがあった場合は、保険証書の写しその他依頼者が適切な損害保険に加入したことを証明する書面を鎌ケ谷市に提出するものとします。

4 現地における調整

- ・ 依頼者は、撮影等を行う前に、当該撮影等の現場である土地建物等の所有者又は管理者等（以下「施設等管理者」）との協議を行うものとし、これらの者から指示があった場合には、かかる指示を遵守するものとします。

- ・ 依頼者は、撮影等を行うにあたり、騒音、夜間照明その他撮影等現場周辺の住民等の迷惑となる行為を行う必要がある場合は、事前に説明会を開催するほか、当該住民等の理解を得られるよう努力するとともに、住民等への迷惑を最小限にとどめるために合理的に必要な措置をとるものとします。
- ・ 依頼者は、撮影等現場に観衆が集まった場合及び集まることが予想される場合には、合理的に必要なとされる警備及び交通整理を行うものとします。
- ・ 依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えないように努めるものとします。また、撮影等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある場合には、事前に施設等管理者の承諾を得なければならないものとします。
- ・ 依頼者は、撮影等を行うにあたり、施設等管理者が立入を許可した区域以外には立ち入らないものとします。

5 第三者との関係

- ・ 依頼者は、鎌ケ谷市が紹介した参加者等について、その送迎、誘導及びスケジュール管理を依頼者の責任で行うものとします。
- ・ 依頼者は、鎌ケ谷市から撮影等に関連する業者、団体及び施設並びにその他の第三者（以下「関係者等」）の紹介を受けた場合には、かかる関係者等と依頼者の交渉結果を遅滞なく鎌ケ谷市に報告するものとします。
- ・ 依頼者は、鎌ケ谷市が依頼者に紹介した関係者等との間で行う契約の締結その他の取引は、すべて依頼者が自己の責任において行うものであることを理解し、かかる契約を遵守するものとします。

6 計画

- ・ 依頼者は、撮影内容の詳細及び撮影スケジュールその他撮影等支援に必要な情報及び資料（以下「撮影内容等」）を、鎌ケ谷市の求めに応じて事前に鎌ケ谷市に提出するものとします。
- ・ 依頼者は、鎌ケ谷市に提出した撮影内容等に変更が生じた場合には、直ちに鎌ケ谷市に通知するものとします。また、撮影本番においては、事前に鎌ケ谷市に提出した撮影内容等から大きく逸脱しないものとします。
- ・ 依頼者は、撮影等支援の成果物を、鎌ケ谷市の求めに応じて鎌ケ谷市に提出するものとします。

7 原状回復等

- ・ 依頼者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所又は施設等を速やかに原状回復させ、かつ清掃するものとします。
- ・ 依頼者は、撮影等が終了した後速やかに、撮影等に用いた場所又は施設の現況写真を添えて、鎌ケ谷市の求めに応じて鎌ケ谷市に撮影等の終了を報告するものとします。

8 撮影等支援の実行

- ・ 鎌ケ谷市は、依頼者が求める撮影等支援を実行するよう努めるものとします。
- ・ 具体的な撮影等支援の実行にあたっては、依頼者と鎌ケ谷市は必要な事項について誠実に協議するものとします。

9 損害賠償

- ・ 依頼者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、かかる損害を法に従って賠償するとともに、依頼者の費用と責任でかかる第三者に適切に対処し、鎌ケ谷市に累を及ぼさないものとします。
- ・ 依頼者によって鎌ケ谷市に損害が生じた場合、依頼者は、鎌ケ谷市に対しかかる損害を賠償するものとします。

10 受入基準

以下のいずれかに該当する撮影等は、お断りさせていただくものとします。あらかじめご了承ください。

- ① 市のイメージを損なうおそれがあるもの。
- ② 公衆に不快感又は危害を与えるおそれがあるもの。
- ③ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- ④ 人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
- ⑤ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- ⑥ 政治活動又は宗教活動に関するもの。
- ⑦ 個人又は団体の主義主張に関するもの。
- ⑧ 法令等により施設等管理者の許可等が必要な場合において、法令等の定める基準に適合しないもの。
- ⑨ 施設等の役割、立地条件、管理体制、特殊性等を考慮し、施設等の業務に支障があるもの。
- ⑩ 暴力団関係者等に関するもの。（平成24年7月1日に施行した「鎌ケ谷市暴力団排除条例」に基づくもの。）
- ⑪ その他市長が不相当と認めるもの。

11 免責

- ・ 鎌ケ谷市は、依頼者又は第三者が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとします。
- ・ 依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担するものとします。
- ・ 依頼者は、撮影等支援の結果、撮影等に必要な許可、同意、協力その他十分な撮影等支援の成果が得られない可能性があることを理解し、承諾するものとします。
- ・ 鎌ケ谷市は、撮影等支援の成果が依頼者にとって十分でないことについて責任を負わないものとします。
- ・ 鎌ケ谷市は、撮影等の企画内容によっては、撮影等支援の依頼を受けても、撮影等支援を

実行できないことがあります。鎌ケ谷市は、依頼を受けた撮影等支援を実行できないことについて責任を負わないものとします。

- ・ 依頼者が、鎌ケ谷市の撮影等支援に必要な協力若しくは作業を行わず、又は鎌ケ谷市の要請に応じない場合には、鎌ケ谷市は、鎌ケ谷市が撮影等支援を実行しないことについて責任を負わないものとします。
- ・ 鎌ケ谷市は、鎌ケ谷市が依頼者に紹介した関係者等と依頼者との間における契約その他の取引について責任を負わないものとします。

12 広報

- ・ 鎌ケ谷市は、提出された撮影等支援依頼書の「12 鎌ケ谷市の広報・PRについて」の同意事項に基づき又は依頼者に対し事前に相談等を行ったうえで、依頼にかかる作品の情報を、製作風景の紹介、作品情報や公式サイトの紹介、独自ポスターの作成その他の方法で鎌ケ谷市の広報に用いることがあります。

13 要請事項

- ・ 鎌ケ谷市は、依頼者に対し、提出された撮影等支援依頼書の「12 鎌ケ谷市の広報・PRについて」の同意事項に基づき、以下の要請をすることがあります。依頼者がかかる要請に応じない場合には、鎌ケ谷市は依頼された撮影等支援を実行しないことがあります。
 - ① 出演者が映りこまないロケの様子、放送予定日、出演者名等を鎌ケ谷市ホームページや広報紙、SNS等で広報すること。
 - ② 鎌ケ谷市ホームページから作品ホームページへのリンクを掲載すること。
 - ③ 作品ポスター、サインその他グッズ等を鎌ケ谷市に提供すること。
 - ④ 作品に鎌ケ谷市又は施設名称のクレジットを掲載すること。
 - ⑤ 鎌ケ谷市ホームページ、SNS等での情報発信に使用する画像や情報を提供すること。

以上